

6 佐々町監査委員公表第1号

行政監査の結果について

令和6年2月6日に実施した行政監査について、地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和6年2月13日

佐々町監査委員 野口 末裕
佐々町監査委員 永安 文男

監査結果報告

1. 監査の種別 行政監査
2. 監査の対象
 - ①長期継続契約について
(令和5年度に締結(予定含む)された長期継続契約のうち2契約を抽出)
 - (1) 佐々町立小中学校 校内情報ネットワークシステムリース事業
 - (2) デジタル複合機リース業務
 - ②物品の管理状況について
(令和5年4月1日から令和5年12月31日に購入された物品のうち3件を抽出)
 - (1) 口石小学校車いす用階段昇降車購入事業
 - (2) 佐々町立小中学校(児童生徒机・椅子)購入事業
 - (3) 行政ナレッジファイリングシステム導入用品
3. 監査の期間 令和6年2月6日(火曜日)
4. 監査の方法
起案文書等の書類をもとに、入札、契約の内容や理由、業務の状況等についてヒアリングを実施した。
5. 監査の着眼点
 - ①-1 経費の削減はされているか。
 - ①-2 事務負担は軽減されているか。
 - ①-3 制度運用上の課題はないか。
 - ①-4 長期継続契約できる委託契約はないか。

 - ②-1 取得目的は適正か。
 - ②-2 取得方法は適正か。
 - ②-3 保管場所、保管方法は適切か。
 - ②-4 購入時の発注基準を定めているか。
6. 監査の結果
事務処理について、法令や佐々町の条例規則に基づき適正に処理され、執行されていた。長期継続契約については、令和4年度に全庁的に委託事業を見直され、事務の効率化、経費の削減が図られていた。
物品の管理状況については、児童の安全を第一に配慮するとともに、また庁舎建替えに伴う文書の整理、将来的な経費の削減、スペースの確保を目標に研究されていた。
8. 指摘事項 特になし。

9. その他特記事項

対象（1）佐々町立小中学校 校内情報ネットワークシステムリース事業

国が示した当初想定されたギガ数では不足し、1人1台端末を使用した授業等に支障がでていた学校の状況に対し、国の対応よりも先に、町独自の事業で対応していることを評価する。引き続き、授業等に支障が出ないように対応に努められたい。

対象（2）デジタル複合機リース業務

佐々町の条例、規則に基づき、複数年契約をし再リースも行いながら、予算の節約に努められていた。引き続き毎年度、機器の点検結果等を注視し次年度の予算に反映するよう努めること。

対象（3）口石小学校車いす用階段昇降車購入事業

今後も付き添い者の安全研修を実施し、複数人が対応できる体制を確保すること。また、安全面を考慮し、児童が勝手に作動することができないよう、昇降車の運転にかかる鍵の保管などに引き続き配慮すること。

対象（4）佐々町立小中学校（児童生徒机・椅子）購入事業

学校現場に対して引き続き定期的なメンテナンス等の指導を行い、軽微な劣化については、別途方法を検討し、児童生徒が安全な範囲で再利用するよう努めること。

対象（5）行政ナレッジファイリングシステム導入用品

新庁舎建設に伴い、物理的なスペースの確保や経費の削減を図るとともに、資料のデータ化に伴う業務におけるサーバー上の容量の確保、経費の削減についても研究に努めること。
また、効率的な事務による職員負担の軽減など効果を最大限発揮できるよう努めること。

10. その他

ヒアリングを行う中で、入札を辞退する業者が多く見受けられた。入札の実施時期、業者の指名方法など今後の課題として認識されたい。